

お申込み方法

当協会ホームページからお申込みください。 <https://www.kdh.or.jp/>



① お申込みについて

- ご希望の講習会の「日程とお申込みはこちら」をご覧ください、ご希望の受講場所と日付を選択してください。受付期間は開催日の約10日前までとなります。ただし、定員に達し次第受付終了となりますので、ご注意ください。
- お申込みは1回あたり最大5名まで可能です。
- 一団体に10名以上の受講希望がある場合、条件により、別途新たな講習会日程を設定する場合があります。ご希望の方は、下記問合せ先(広報部)までお問い合わせください。
- 受講者が極端に少ない場合は、中止もしくは日程変更する場合がありますので、その際はご了承ください。中止の場合は受講料を返金いたします。
- お申込み内容や受講者の変更は、開催日の1週間前までにお申し出ください。
- 土曜・日曜・祝日開催の講習会については割増料金になります。
- 講習会会場でのパソコンのご使用、録画、録音はお断りいたします。
- 本講習会は、日本語での説明およびテキストとなっていますので、受講者が外国人の場合、日本語が理解できることが条件となります。さらに、受講者が外国人の場合、「専門用語を含んだ日本語が理解できる」場合でも、実技教育での作業指示等、講師等により日本語が理解できていないと判断した場合は、修了証を発行できないことがあります。その場合、受講料の返金はいたしかねますのでご了承ください。

② 講習会受講料のお支払いについて

- お申込み受付後、ご登録されたメールアドレスに請求書をお送りいたしますので、請求書に記載のお支払い期限までに指定口座へお振込みください。恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担願います。

③ 講習会受講料お振込み後のキャンセルについて

- 参加者のご都合が悪くなった場合は、代わりの方がご参加ください。(開催日の1週間前までにご連絡ください。)
- 受講日変更については、原則受け付けません。ただし特別な理由がある場合に限り、開催日1週間前までに連絡いただければ1回に限り受け付けます。日程変更後のキャンセルは返金できません。
- キャンセルの場合は、開催日の1週間前までにご連絡ください。受講料から振込手数料を差し引いた金額を振込みにて返金いたします。それ以降のキャンセルは受講料を返金できませんのでご了承ください。

ただし、感染症の蔓延や災害、受講者が極端に少ない場合等により弊協会判断で講習会が中止となった場合は受講料を返金いたします。(返金に伴う振込手数料は弊協会負担)

なお、お客さまが負担された振込手数料や、その他諸経費等は返金の対象となりませんのであらかじめご了承ください。

④ 修了証について

- 全科目履修後、講習会終了日にお渡しいたします。
- 紛失された場合は、有料にて再発行いたします。再発行手数料1,500円(税込み 1,650円)
- 再発行できない場合もありますので、ホームページ「ご確認事項」から書式をダウンロードして必要事項を記入のうえメールにて送付後、お手数ですがお電話でお問い合わせください。
- 再発行可能な修了証は、直近5年以内までの開催分とさせていただきます。

<講習会に関するお問合せ>

関東電気保安協会 広報部
住所: 〒108-0023 東京都港区芝浦4-13-23 MS芝浦ビル7階
TEL: 03-6453-8896 FAX: 03-6453-8804
受付時間 / 9:00~11:45 12:45~17:00
(土曜・日曜・祝日を除く)

<講習会開催場所/受講当日の連絡先>

各開催場所へお問合せください。
ホームページの各講習会スケジュールの事業所名をクリックしていただくと、電話番号が表示されます。

受付時間 / 8:30~17:10 (土曜・日曜・祝日を除く)

「特別教育講習会」 「保護継電器試験実務講習会」の ご案内



電気取扱者に対する「特別教育講習」は、事業者が従業員の感電等の災害を防止するため、労働安全衛生法第59条第3項に基づいて行うものです。当協会が事業者に代わって実施し、これまで多くの方々に受講いただいています。また「保護継電器試験実務講習会」は、高圧受電設備保護継電器試験の現場経験の少ない方、試験方法の基礎を習得したい方、業務に携わっていなくても興味のある方など初級者を対象とした講習会です。

【労働安全衛生法第59条第3項】

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

特別教育講習会

- ① 低圧電気取扱者特別教育講習会(1日コース)
- ② 低圧電気取扱者特別教育講習会(2日コース)
- ③ 低圧電気取扱者特別教育講習会(1日コース:実技のみ7時間)
- ④ 高圧・特別高圧電気取扱者特別教育講習会(2日コース)

保護継電器試験実務講習会

- 保護継電器試験実務(初級)講習会



関東電気保安協会

特別教育講習会

低圧電気取扱者特別教育講習会 ① ② ③

特別教育は、厚生労働省令告示第188号の安全衛生特別教育規程第6条第1項に「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。」と定められています。



■ 講座の概要

定員	各回20～30名程度(開催場所により異なります)		
コース	① 1日コース	② 2日コース	③ 1日コース(実技のみ)
講習時間	学科：7時間 実技：1時間	学科：7時間 実技：7時間	実技：7時間
対象	開閉器の操作業務のみ行う方	開閉器の操作業務および充電電路の敷設、修理等の業務を行う方 (点検・測定を主な業務とする方)	
講習内容	学科	* 学科講習はありません。	
	実技	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低圧の電気に関する基礎知識 (1時間) ■ 低圧の電気設備に関する基礎知識 (2時間) ■ 低圧の安全作業用具に関する基礎知識 (1時間) ■ 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (2時間) ■ 関係法令 (1時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低圧活線作業及び活線近接作業の方法 (7時間) ・ 低圧開閉器の操作 ・ 安全用具の使用前点検 ・ 低圧充電電路の停電復電の確認方法 ・ 各種測定器の使用法 ・ 絶縁不良の探査方法
受講料	9,300円 (税込10,230円)	21,800円 (税込23,980円)	15,700円 (税込17,270円) * テキストなし
その他	* 講習終了後、修了証を発行します。 * 受講者が10名以上など個別開催をご希望の場合は、当協会担当者へ別途ご相談ください。		

高圧・特別高圧電気取扱者特別教育講習会 ④

特別教育は、厚生労働省令告示第188号の安全衛生特別教育規程第5条第1項に「高圧若しくは特別高圧の充電電路又は当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。」と定められています。



■ 講座の概要

定員	各回20～30名程度(開催場所により異なります)	
コース	2日コース	
講習時間	学科：11時間 実技：1時間	
対象	充電電路の操作業務のみ行う方	
講習内容	学科	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧・特別高圧の電気に関する基礎知識 (1.5時間) ■ 高圧・特別高圧の電気設備に関する基礎知識 (2時間) ■ 高圧・特別高圧の安全作業用具に関する基礎知識 (1.5時間) ■ 高圧・特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (5時間) ■ 関係法令 (1時間)
	実技	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧・特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (1時間)
受講料	20,400円 (税込22,440円)	
その他	* 講習終了後、修了証を発行します。 * 受講者が10名以上など個別開催をご希望の場合は、当協会担当者へ別途ご相談ください。	

保護継電器試験実務(初級)講習会

保護継電器試験実務(初級)講習会は、高圧受電設備保護継電器試験の現場経験の少ない方、試験方法の基礎を習得したい方、業務に携わってなくても興味のある方など初級者が対象となります。

■ 講座の概要

定員	各回24名程度	
講習時間	6時間30分	
講習内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 学科(2時間30分) 高圧受電設備の保護装置に関する基礎知識(保護協調) ② 実技(4時間) 模擬研修盤による保護継電器の試験方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過電流継電器(OCR)：誘導型・静止型 ・ 地絡継電器(GR) ・ 地絡方向継電器(DGR) 	
受講料	16,500円 (税込18,150円) *テキスト代含む	

よくあるご質問

Q 受講するための資格は必要なのでしょうか？

A 受講するための資格制限はありません。労働安全衛生法第59条第3項で定めるとおり「事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるとき」とありますので、新たに危険又は有害な業務につくときに特別教育を受講する必要があります。

Q 高圧若しくは特別高圧の特別教育を受講すれば、低圧の特別教育を受講しなくても良いのでしょうか？

A 科目及び範囲等が異なりますので別々に受講する必要があります。

Q 過去に低圧特別教育の講習を受けましたが、実技のみ7時間の講習を受けることはできますか？

A 受講可能です。なお、低圧電気取扱者特別教育講習会 学科+実技1時間(開閉器操作のみの業務)を受講した方が対象となります。

* その他、当協会ホームページ「講習会のご案内」→「よくあるご質問」をご参照ください。
<https://www.kdh.or.jp/>

